# 内部統制プロジェクトチーム の取組成果について

平成29年5月30日 都政改革本部・内部統制プロジェクトチーム

# 1 内部統制プロジェクトチームについて

○ 適正で効率的な事務を行う主体は各事業局であり、自ら自律改革を通じて管理 しなければならない。

各事業局の取組に対し、外部統制として、外部監査などによるチェックを行っているが、各事業局が自己管理できない場合もあるため、事業の枠を越えた全庁的視点に立った内部統制の仕組みが必要となる。

○ 都庁における内部統制の仕組みを強化し、都民ファースト、情報公開、賢い支出 (ワイズ・スペンディング)を推進するため、平成28年9月、都政改革本部に、 特別顧問等と制度所管局からなる「内部統制プロジェクトチーム」を設置した。

#### - 検討テーマ

- ①契約・入札 ②事業評価(政策評価) ③補助金の使途(透明性)
- ④監理団体の指導・監督 ⑤公務員倫理 ⑥各局の意思決定プロセス
- ⑦知事の海外出張・公用車の運用

# 内部統制プロジェクトチーム

「内部統制」の仕組みを強化し、都政改革の3つの原則(都民ファースト、 情報公開※、税金の有効活用(ワイズ・スペンディング))を推進する。

※情報公開については、情報公開調査チームで検討

+

#### 内部統制プロジェクトチーム

#### 制度所管局等

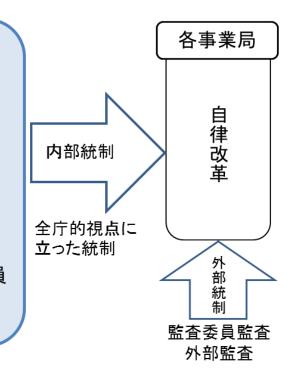
#### 特別顧問等

- ·契約·入札【財務局】
- ·事業評価(政策評価)【財務局·政策企画局】·上山 信一
- ·補助金の使途(透明性)【財務局】
- ・監理団体の指導・監督【総務局】
- ·公務員倫理【総務局】
- ・各局の意思決定プロセス【総務局】

- •飯塚 正史 特別顧問
- •上山 信一 特別顧問
- •宇田 左近 特別顧問
- •加毛 修 特別顧問
- •坂根 義範 特別顧問
- •佐藤 主光 特別顧問
- •須田 徹 特別顧問
- •小池 達子 特別調査員
- 管理部門の都庁各局と特別顧問等によるチームを設置し、 都庁における、これからの内部統制のあり方を検討
- ※海外出張旅費など舛添前知事の問題についても検証する。

#### プロジェクトの進め方

- ① 各局で、既存の制度を「自律改革」の一環として点検
- ② 他自治体の例等も手がかりに、プロジェクトチームで都庁の内部統制の改善策を検討
- ③ 改善策を本部会議に報告し、議論



## 2 全体概要

### <u>項 目</u>

### 具体的取組

契約•入札

・予定価格の事後公表、JV結成義務の撤廃、一者入札の中止、低入札価格調査制度の適用拡大などの制度改革により、競争性・透明性を向上させるとともに、工事の品質を確保(H29.6試行)<第7回報告>

事業評価(政策評価)

・見える化改革により、経営的視点で主要事業を分析・評価(H29年度)

補助金の使途(透明性)

・補助金の支出状況等をホームページで公開(生活文化局)(H28.12) <第6回・第9回報告>

監理団体の指導・監督

- ・外部有識者による調査・評価の導入など監理団体経営目標評価制度を 見直し(H29年度~)
- ・団体運営に関する情報公開の推進(H29.3)
- ⇒引き続き「仕組み改革」において監理団体改革を検討

公務員倫理

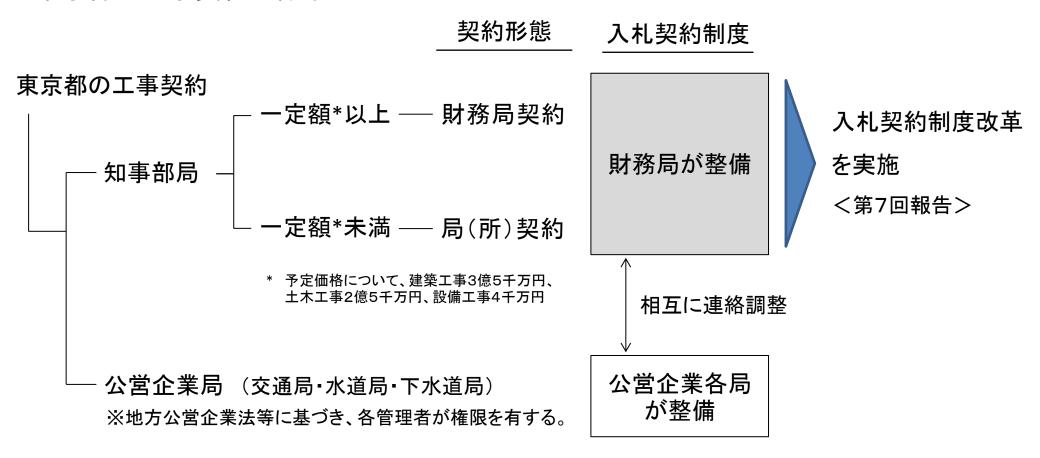
各局の意思決定プロセス

- ・法令違反の是正・防止のため、公益通報制度を拡充(H28.11)<第8回報告>
- ・規程改正により、異動時等の事務引継方法を見直し(H29.2施行)
- •「職務に関する働きかけについての対応要綱」を策定(H28.11施行)
- ・規則改正により、意思決定過程の記録化を明文化するとともに、文書の保存期間及び廃棄のルール等を見直し(H29.4施行)<第5回・第8回報告>

知事の海外出張及び 公用車の運用の在り方

「知事の海外出張及び公用車の運用のあり方に関する報告」を取りまとめ、 「東京都知事の海外出張に関する運用指針」を策定<第5回報告>

## 東京都の工事契約の体系



- 入札契約制度改革は、1年間の試行として実施し、半年程度経過後に都政改革本部会議で中間報告を行い、 翌年度以降の改善に向けた検証を進める。
- ・ 財務局契約案件は平成29年6月26日から試行開始。各局契約案件は平成29年10月を目途に試行開始。

# 適切な競争環境の中で良質な調達が行えるよう、入札契約制度を改革

#### 1. 入札契約制度改革の実施方針

◆ 第5回都政改革本部会議で特別顧問から提案された「今後の改革の方向性」に沿って、特別顧問及び財務局との協働による内部統制プロジェクトチームとして作業を進め、下記の方針により入札契約制度の改革を進めることで一致。

「Ⅳ. 今後の改革の方向性」※(平成28年12月22日)	入札契約制度改革の実施方針(今回)
予定価格の事前公表は見直すべき。	○平成29年度から制度改革第一弾として実施する事項
	(1)入札参加の促進等による1者入札99. 9%落札の抑制
▶ 1者入札を回避して実質的な競争環境を確保	①予定価格の事後公表(全案件)
するための制度及び運用の整備を急ぐ。	②JV結成義務の撤廃(全案件)
	③1者入札の中止 (財務局契約案件)
- 最低制限価格制度を主とする運用は、抜本的	(2)品質確保と競争性の向上
に見直すべき。	①低入札価格調査制度の適用拡大(財務局契約案件)
→ 技術提案型の総合評価方式について抜本的に	○平成29年度中に検討、実施する事項
見直し、今後の採否についても根本的に検討	・技術提案型総合評価の技術点評価方式や評価対象等の見直し
する。	・公共調達手続や入札結果に関する事前・事後検証の強化
	・入札の透明性・公正性をより高めるために情報公開を充実
<ul><li>入札を含めた調達全般にわたる適正化及び</li></ul>	
チェックのための制度・運用を確立する。	○実施方法
	・1年間の試行として実施し、半年程度経過後に都政改革本部
	会議で中間報告を行い、翌年度以降の改善に向けた検証を進
	める。
	・財務局契約案件は平成29年6月を目途に試行開始。各局契

約案件は平成29年10月を目途に試行開始

## 実施案の適用範囲

	予定価格公表時期		JV結成の義務付		1者入札		最低制限価格等																					
	_	現行	試行	現行	試行	現行	試行	現行	試行																			
	WTO案件 24.7億円以上							低入調査																				
	議会案件 9.0億円以上			JVのみ	混合入札 (JV+単体)																							
財務局	その他						不可		低入調査																			
局契約	建築 3.5億円以上	事前公表	事後公表			可			<b>以入</b> 测量																			
	土木 2.5億円以上						最低制限																					
	設備 0.4億円以上							3X 150 117 1X																				
局(所)契約	財務局契約以外			単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ	単体のみ		可		最低制限

# 低入札価格調査制度の適用範囲の見直し

財務局契約案件 全でが対象

現行案

見直し案

引上げ幅

建築工事

3.5億円以上

4.4億円以上

+0.9億円

土木工事

2.5億円以上

3.5億円以上

+1.0億円

設備工事

0.4億円以上

2.5億円以上

+2.1億円

中小企業への影響に配慮し、適用範囲を縮小

# (1)契約•入札

## 平成29年度中に検討する取組

入札契約手続のチェック体制を強化することで、入札契約制度改革の実効性を担保

- 〇 入札監視委員会による監視強化
  - 委員会の体制を強化

- 監査委員との連携を強化
- 〇 情報公開の推進
  - 個別情報の随時公表

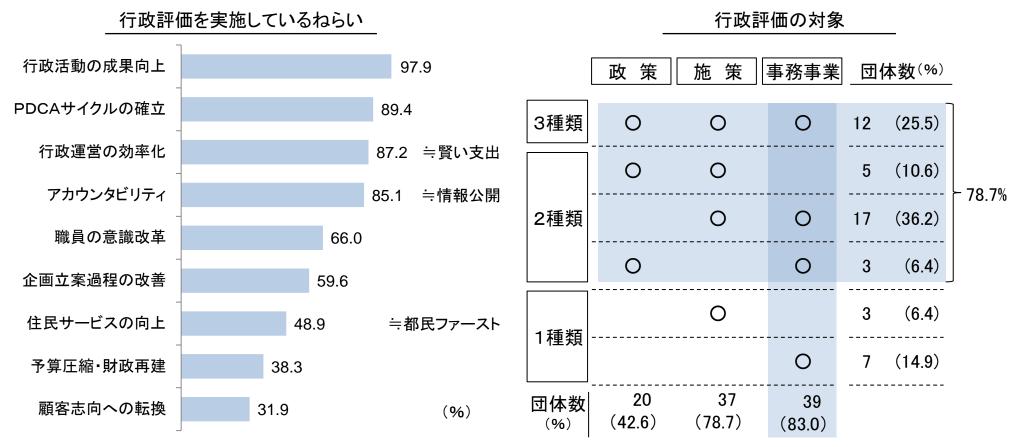
統計情報の定期公表

- 委員の増員(5人→12人程度)
- 1者入札や高落札率案件などの監視強化
- 審議件数の増
- 談合情報の報告・審議
- ・ 不自然な入札案件の通知

- 1者99%落札に関する個別情報など
- ・ 平均落札率や不調率に加え、入札者数別 落札率、価格帯別落札率、工種別落札率、 工種別不調率など

# (2)東京都の行政評価の取組~都道府県の評価制度~

- 〇 「行政評価を実施しているねらい」のとおり、行政評価は「都民ファースト」「情報公開」「賢い支出(ワイズ・スペンディング)」を推進するに当たり、有用な制度と考えられる。
- 2種類以上を評価対象としている団体は約8割、「事務事業」を評価単位としている団体は約8割に上る。



<sup>\*</sup>N=47(都道府県)

資料:地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果(平成26年総務省)より作成

<sup>\*</sup>本調査における「行政評価」とは、政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度 や成果を判定するものをいう。

# (2)東京都の行政評価の取組

- 都は、平成13年度から政策評価と事業評価を本格実施した(政策評価は平成14年度まで実施)。
- 平成18年度に、予算との連動性を図る観点から、事業評価を財務局に移管し、現在に至る。

	主体	枠組み	内容
政策	各局	〇総合計画 (例)・2020年に向けた 実行プラン ・東京都長期ビジョン	<ul><li>目標に対する達成状況 等を検証・評価し、主に 計画の進行管理に活用</li></ul>
施策		○各局が策定する計画 (例)・東京の防災プラン ・東京都福祉の まちづくり推進計画	・計画の進捗に応じて、今後の取組を検討
事務事業	財務局	事業評価	<ul> <li>予算編成の一環として実施</li> <li>2段階で評価 (一次:各局、二次:財務局)</li> </ul>



- 〇東京都の行政評価は、事務 事業単位で、予算編成の一 環として行っている。
- 〇政策・施策レベルでの評価 の必要性、情報公開の在り 方、第三者による評価等、 今後の都における行政評価 について検討が必要

# 🔷 今後の取組

- 平成29年度から、各局の主要事業について、経営的観点から分析・評価する「見える化改革」を実施する。「見える化改革」を踏まえ、政策・施策単位の行政評価について、総務局が「仕組み改革」で検討する。
- 事業評価については、「見える化改革」において財務局が事業ユニット分析を行う。

# (3)補助金の使途(透明性)

## 補助金の支出状況等の公開を進め、透明性を確保

#### 取組前の状況

都の補助金全体を把握し、透明性を確保するため、財務局において、予算 ベースで都の補助金一覧を取りまと め、ホームページで公開(毎年8月頃)

#### <公開情報>

- ▶ 補助金総額
- 相手先別等内訳(対区市町村、 対その他団体などの区分別)
- > 長期継続補助の件数等
- > 補助率別内訳
- > 1事項当たりの補助金額別内訳
- ▶ 所管局別内訳

No	局名	享業	都の負担割合	28年度予算 (百万円)
1	政企	多都市間実務的協力事業	10/10	6
2	政企	特区の推進	1/2	6
3	青治	こころの東京革命の推進	1/2 ~ 10/10	1
4	青治	子ども応援協議会の活動の推進	10/10	5
5	青治	若年者自立支援	1/2	2
6	青治	治安対策の推進	1/3 ~ 1/2	84
7	総務	新たな多摩のビジョンの推進	1/2	4
8	総務	応急対策	10/10	
9	総務	小笠原航路改善費補助	10/10	
10	総務	小笠原航路新船建造費補助	1/2	1,2:
11	総務	学校基本調査 (国費)	0	
12	総務	帰宅困難者対策	1/3 ~ 10/10	1,7:
13	総務	旧島民帰島引越輸送費補助	1	(
14	総務	経済センサス調査区管理	0	
15	総務	広域的緊急支援活動の基盤整備	10/10	
16	総務	(公財) 小笠原協会補助	1/2	
17	総務	(公財) 東京都人権啓発センター運営費補助	10/10	1
18	総務	(公財) 東京都島しょ振興公社貸付等	10/10	5
19	総務	工業統計調査	0	
20	総務	公立大学法人の管理運営	2/3 ~ 10/10	21,5
21	総務	災害復旧・復興特別交付金	10/10	5
22	総務	事業の推進	10/10	
23	総務	市町村消防指導	4/5	
24	総務	市町村振興宝くじ交付金	10/10	6,4
25	総務	市町村総合交付金	10/10	49,0
26	総務	住民基本台帳等人口調查	10/10	
27	総務	商業動態統計調查	0	
28	総務	消防施設整備費補助	1/3	
29	総務	消防団活動支援	1/2	
30	総務	人権啓発相談	0	
31	総務	生活物資輸送費補助	3/10 ~ 10/10	
32	総務	生産物貨物運賃補助	1/2 ~ 10/10	
33	総務	石油貯蔵施設立地対策等交付金	0	
34	総務	定期航路補助	1/2	1
35	総務	統計調查員確保対策	0	
36	総務	特別区都市計画交付金	10/10	19,5
20	465 XA	がいた。	10/16	

# (3)補助金の使途(透明性)

#### 取組内容

生活文化局の自律改革の取組として、見える化を推進するため、<u>局が</u>所管する補助金の支出状況等を一覧にして、ホームページで公開(平成28年12月から)

#### <公開情報>

- ▶ 事業名
- ▶ 根拠規程
- ▶ 支出額(決算額)
- > 支出先ほか

#### 補助金等の支出状況(所管:消費生活部) 平成27年度

事業名	根拠規程	27年度 決算額 (千円)	支出先ほか
安全に配慮した商品見本市	平成27年度東京都と特定非営利活動法人キッズデザイン協議会との協働事業に関する協定書  (本語学 Note	14,650	特定非営利活動法人キッズデ ザイン協議会
子供の安全 に配慮した	平成27年度子供の安全に配 慮した商品等の題彰に係る	1,188	特定非営利活動法人キッズデ ザイン協議会

画像:生活文化局ホームページの一部を抜粋

さらなる透明化を進めるため、全庁で補助金の支出状況等の公開を推進していく。

### 都庁内外から広く法令違反行為の通報を受け付けるなど、制度を拡充 取組前の状況・課題 取組内容

全庁及び各局等に公益通報窓口を設置

新たに公益通報弁護士窓口(外部窓口)を設置

公益通報者保護法に規定された法律違反を対象と した、職務遂行上の違反行為を通報する制度

通報対象を法令(条例・規則を含む)違反行為全般に拡大

職員からの内部通報にのみ対応(実名のみ)

都民等からの通報も受付(匿名による通報も受付)

受理件数等は非公表

受理件数等処理状況の概要の<u>公表を規定</u> (※平成28年11月「公益通報の処理に関する要綱」を改正)

○ 受理件数 平成23年4月~28年10月の<u>5年7か月間で 3件</u>

平成28年11月~29年3月の<u>5か月間で 13件</u> 公益通報窓口で対応した通報・相談・苦情等の総件数 ⇒ 約150件

〇 処理状況

区分	是正措置を行う 必要があるもの	調査中のもの	法令等違反に 当たらないもの	計
東京都の事務・事業に関すること	1	3	7	11
職員の服務に関すること	0	1	1	2
計	1	4	8	13
		(東京都教育	\$ <b>]</b> 金 ] 金 ] 金 ] 全 ] 全 ] 全 ] 全 ] 全 ] 全 ] 全 ]	及び警視庁を除く)



- ① 通報内容への適切な対応や、通報から明らかになった課題について全庁的な対策を実施することにより、 都の事務事業の適正化や改善を図り、都民の信頼を確保していく。
- ② 研修の拡充や広報の充実等、制度の利用促進に向けた取組を進めていく。
- ③ 今後は、新たに設置したコンプライアンス推進委員会(※)を中核に、都のコンプライアンスを推進していく。

(※) 副知事を委員長、各局長を委員として、平成29年4月に新たに設置した委員会

## (4)公務員倫理・各局の意思決定プロセス(事務引継の見直し・働きかけ内容の記録化)

- <事務引継の見直し> 重要な事項を個人ではなく組織として確実に引き継ぎ、意思決定の経緯等を適切に継承
  - 【背景】 豊洲市場整備に関する問題において、上司や前任・後任との間で必要な情報の引継ぎが不十分な状況が顕在化
  - 【対応】 東京都職員服務規程を改正し、適切な事務引継を実施(平成29年2月)

取組前の状況・課題	取組内容
〇事務引継は行われていたが、文書として事務引継 書が組織で保存・共有されていない ・事務引継書の文書保存期間は1年	<ul><li>○管理職には文書による事務引継を義務付け</li><li>○事務引継書を組織として適切に保存・共有</li><li>・管理職以外の職員も、文書による引継ぎが原則</li><li>・重要な事務引継書の文書保存期間を3年に延長</li></ul>
〇引継内容が前任者・後任者のみで確認され、 組織として内容の確認が十分になされていない	○引継内容の上司による確認を徹底 ・上司は部下に報告を求めるなどして、引継内容を確認 ・引き継ぐべき事項に不足がある場合には、追加・変更を指示

- ・ 汚職等非行防止月間において、全職員宛てにメールを配信し、事務引継の見直しを周知(平成29年2月)
- ・ 適切かつ円滑な事務事業の執行に資するため、事務引継の実施状況について重点的な監察を実施(平成29年度)

### <働きかけ内容の記録化> 職員以外の者からの働きかけ内容の記録等を制度化し、公務員倫理を保持

- ○「職務に関する働きかけについての対応要綱」を策定(平成28年11月施行)
  - ✓ 都政の透明性の向上、公務員倫理の保持、適正な行政執行のため、職員が職務に関する働きかけを受けた場合に、その内容を記録・報告・管理することを規定
- ▶ 内容の記録・報告 : 職員は、職員以外の者からの働きかけ内容を記録票に記録し、所属長に報告
- ▶ 記録票の管理・公開・公表 : 所属長は、記録票を適正に管理・保存(開示請求の対象)

局長は、記録の概要を年一回公表

## (4)公務員倫理・各局の意思決定プロセス(公文書管理の見直し)

意思決定に至る文書の作成・管理を徹底し、適切な意思決定プロセスを確保

【見直しの背景】豊洲市場整備に関する問題において、文書が適切に管理・保存されていない事例が顕在化

### 【対応】

- ○文書管理規則の改正(平成29年4月1日施行)
  - ・意思決定過程の記録化を推進
  - 保存期間のルールの見直し
  - •廃棄手続の厳格化



意思決定に関わる重要な会議の「議事要旨」作成を義務付け

資料文書の保存期間を最長3年から10年まで延長



重要な文書等の廃棄手続時に所管課長以外の者が関与(廃棄文書のダブルチェック)

〇公文書管理条例の制定(平成29年第二回定例会提案予定)

公文書の適正な管理が情報公開の基盤であることを明記し、情報公開条例と車の両輪を成すものとして、新たに制定

条例の目的として以下の内容を明記

- ・公文書は都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産
- ・公文書の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、公文書の適正な 管理を図り、都政の透明化を推進

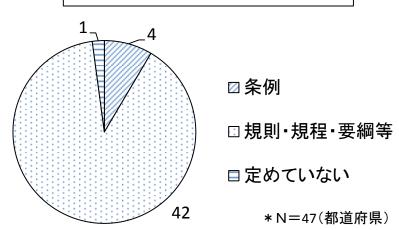
# (4)公務員倫理・各局の意思決定プロセス(公文書管理の見直し) ~都道府県の状況~

## 〇公文書管理条例等の制定状況

公文書管理に関する事項を条例で定めている団体は、 都道府県レベルでは4団体にとどまる。

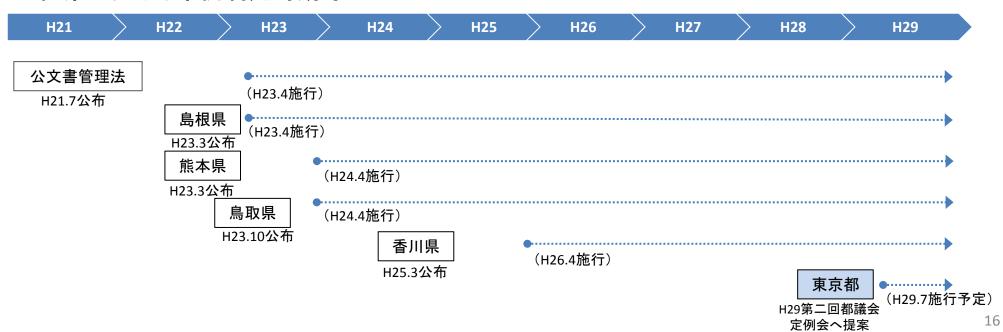
(平成27年1月5日時点)

資料:公文書管理条例等の制定状況調査結果(平成27年総務省)等を基に作成



公文書管理に関する事項の規定方法

#### 〇他県における条例制定時期等



# 4 今後の内部統制の取組

都政改革の3つの原則(都民ファースト、情報公開、賢い支出(ワイズ・スペンディング))を推進するため、都庁内において内部統制を強化する。

- 契約・入札、公務員倫理等、制度を所管する管理部門の都庁各局が中心となり、内部 統制の取組を強化。また、取組が適切に機能するよう、入札契約に関する入札監視委員 会や、庁内の法令遵守に関するコンプライアンス推進委員会など、チェック体制も強化。
- 総務局が中心となり、内部統制に関する基本方針を作成



仕組み改革において、整備に向けた検討を推進

#### (参考)地方自治法改正の動向

平成28年3月 第31次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナン スのあり方に関する答申」

平成29年3月 地方自治法等の一部を改正する法律案を国会提出

平成32年4月 改正地方自治法施行予定 (改正内容案)

- ・知事等は、内部統制に関する方針(財務に関する事務等の適正な管理・執行を 確保するための方針)を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならない。
- ・方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出しなければならない。

# 参考(東京都コンプライアンス推進委員会)

コンプライアンスの取組を全庁的に推進するため、東京都コンプライアンス推進委員会を設置

#### コンプライアンス推進委員会

(委員長:副知事、委員:各局長)



- ・都のコンプライアンス推進の中核的な役割を担う組織として設置
- ・基本的な方針の制定、取組の策定、監察等の結果の共有などにより、全庁的にコンプライアンスを推進

#### 各局、各部・所コンプライアンス推進委員会

(委員等:各局、各部・所の管理職等)



- 各局、各部・所におけるコンプライアンス推進のため設置
- ・「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき、自己監察など局自らによる点検内容の 充実、監察結果や改善状況の共有、コンプライアンスに係る意識啓発など、局内、部・ 所内のコンプライアンスを推進

#### 制度部門幹事会

(委員長:コンプライアンス推進部長、委員:制度所管部門の課長)



- ・服務、文書、会計等の制度所管部門との連携を強化するため、各制度所管部門の 課長級により設置
- ・監察の実施に係る調整や監察結果の検証を実施

# 参考(地方公共団体における内部統制)

○ 地方公共団体における内部統制とは 首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組

#### 内部統制制度導入の必要性

- ① 人口減少社会の進行に伴い高まる 地方公共団体の役割
- ② 拡大する傾向にある地方公共団体における事務処理リスク
- ③ 企業における内部統制の取組の進展
- ④ 取組が十分でない地方公共団体に おける内部統制の現状

#### 内部統制の整備・運用を行うことによる効果

- ① 首長のマネジメントの強化
- ② 監査委員の役割の強化
- ③ 議会及び住民による監視のための 判断材料の提供
- ④ 住民が行う選択の基盤

※ 民間企業においては、平成18年会社法(対象:大会社約12,000社)、平成19年金融商品取引法 (対象:上場企業約3,600社)により、内部統制制度が導入されている。

資料:地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会報告書(概要)(平成26年総務省)等を基に作成